



環境リスクPress

2020年6月発行 / VOL.26

アスベスト関連ニュース

2020年5月

改正大気汚染防止法成立

令和2年5月29日、石綿の飛散防止のための法規制を定める「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が、原案どおり可決・成立。尚、都道府県への報告については、2022年から義務化されることになっていて、今後1年以内に環境省が省令を改正し、報告を求める建物の規模などを定める。

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

改正のポイント

- ①【対象】全ての石綿含有建材に拡大(現状の規制対象の除去作業(約1万6千件)の5~20倍増)
- ②【事前調査】○一定規模以上等の建築物等について 石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告の義務付け※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。制度開始時より運用。
○調査方法法定化※一定の知見を有する者による書面調査、現地調査等
- 調査に関する記録の作成・保存の義務付け
- ③【除去等作業】○隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰の創設
○下請負人を作業基準遵守義務の対象に追加
- ④【】○作業結果の発注者への報告の義務付け
○作業記録の作成・保存の義務付け※一定の知見を有する者による作業終了の確認
○都道府県等による立入検査の対象を拡大
○災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等

アスベスト関連ニュース

2020年5月

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正案

建築物における石綿含有建材の使用実態の調査を行う者について、以下のとおり改正する。①「建築物石綿含有建材調査者」について、「一般建築物石綿含有建材調査者」に名称を変更する。②「一戸建て等石綿含有建材調査者」(一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部における石綿含有建材の使用実態の調査を行う者で、厚生労働大臣の登録を受けた講習の講義を受講し、かつ、筆記試験による修了審査に合格した者)を追加する。③「一戸建て等石綿含有建材調査者」となるために必要な講習(以下「講習」という。)について、以下を規定する。(講習の講師の要件、講習の実施方法、講習の講義内容)④その他、所要の規定の整備を行う。

アスベスト関連ニュース

2020年5月

アスベスト工場の周辺住民3割が石綿吸い込む 環境省調査

過去にアスベスト(石綿)を扱う工場などがあった地域住民の健康状態を観察するため環境省が2015年度から一部自治体(9都府県の27自治体)で毎年行った試行調査において、19年度までの全てで、検査希望者の3割以上から石綿を吸い込んだ人にみられる所見が認められた。環境省はより広く健康影響を調べるため「将来的には全国一律で発症の有無を検査できる体制を整えていきたい」としている。

【調査対象】大阪市、堺市、岸和田市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、河内長野市、和泉市、東大阪市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町(以上大阪府)、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、加古川市、宝塚市(以上兵庫県)、奈良県、北九州市門司区、鳥栖市(佐賀県)、羽島市(岐阜県)、横浜市鶴見区、さいたま市、大田区(東京都)

過去の環境リスクPressはこちらから [環境リスク.COM](http://www.kankyorisk.com) <http://www.kankyorisk.com>

【発行】 アスベックス株式会社

〒194-0023 東京都町田市旭町2-7-8

[TEL]042-726-0744

[FAX]042-726-0726